

積立定期預金規定（エンドレス型・目標日指定型）

（令和2年5月11日現在）

1. （預金契約の成立）

当行は、お客さまからこの預金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金にかかる契約が成立するものとします。

2. （預金の預入れ等）

- (1) この預金への預入れは1口 100円以上とし、預入れのつど各々独立した定期預金とします。ただし、該当預金の中で、別に預入額を決めている場合は、その金額以上とします。
- (2) この預金は、口座振替によるほか現金・小切手・その他の証券類により、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。なお、口座振替による場合は、別に提出された口座振替依頼書に記載のとおりとします。

3. （預入れ預金の取扱い）

この預金口座への預入れは、あらかじめ指定をうけた型区分により次のとおり取扱います。

(1) エンドレス型（目標日自由型）

- ① この預金は預入れのつど、各々独立した3年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金としてお預りします。
- ② 期日指定定期預金（一部解約後の残りの預金を含みます。）は、継続の停止・解約の申出がないかぎり満期日に元利合計額および満期日に口座振替による預入れがある場合は、これを合算した金額をもって前記①と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても、以後同様とします。
- ③ 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- ④ 期日指定定期預金の満期日は、預入日（または継続日）の1年後応当日から3年後応当日までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。この場合当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合は1万円以上の金額で指定してください。この通知があったときは、この預金は定められた満期日以後に支払います。
- ⑤ 定められた満期日から1か月経過しても解約されなかった場合（解約されないまま当初満期日が到来した場合を含みます。）は、満期日の指定はなかったものとします。

(2) 目標日指定型

- ① この預金は通帳記載の目標日（満期日）の1か月前までは預入れることができます。
- ② 預入れのつど（後記③に規定する継続を含みます。）預入日から目標日までの期間（以下「預入期間」といいます。）に応じて、次の各別の期日指定定期預金または自由金利型定期預金（M型）としてお預りします。
 - A. 預入期間が3年1か月以上の場合は、預入日の3年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金とし、残りの期間は後記C、Dによります。
 - B. 預入期間が3年超、3年1か月未満の場合は、預入期間1年の自由金利型定期預金（M型）とし、残りの期間は後記C、Dによります。
 - C. 預入期間が3年以下、1年以上の場合は、目標日を満期日とする期日指定定期預金とします。
 - D. 預入期間が1年未満の場合は、目標日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）とします。
- ③ 前記②-A、Bの預金は、満期日にその元利合計額および満期日に口座振替による預入れがある場合は、これを合算した金額をもって継続します。継続された預金についても、以後同様とします。

- ④ この預金に受入れた期日指定定期預金、預入期間1年の自由金利型定期預金(M型)の継続を停止するときは、前記(1)~③の規定によります。
- ⑤ この預金に受入れた期日指定定期預金の取扱いについては、前記(1)~④、⑤の規定を準用します。

4. (利 息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算し、目標日(満期日)に元金とともに支払います。
 - ① 預金金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合
預金金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から目標日(満期日)の前日までの日数について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
 - A. 1年以上2年未満……当行店頭に掲示する「2年未満」の利率
 - B. 2年以上……当行店頭に掲示する「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)
 - ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合
預入金額ごとにその預入日から目標日(満期日)の前日までの日数について、預入日における当行店頭に掲示する利率によって計算します。
 - ③ 前記①、②の利率は、金利情勢等にもない変更されることがあります。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (2) 継続を停止した場合における利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合
預入金額ごとの預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。
 - A. 6か月未満……解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満……2年以上利率×40%
 - ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合
預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。
 - A. 6か月未満……解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満……前記(1)②の適用利率×50%ただし、上記の算式により計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) 前記(1)の規定により、利息の組入れによって、この口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるときは元金のみ継続し、利息は当行所定の方法により支払います。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により

記名押印して、この通帳とともに当店に提出してください。

- (3) この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまでこの預金を1口毎に順次解約いたします。なお、解約する順序は特に指定のない限り、当行所定の順序により解約いたします。
- (4) 前記(2)、(3)の手続に加え、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

また、当行が認めた場合は、当行の定める一定限度額までは当店以外の当行本支店でも解約・書替継続ができます。

6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上